

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人事

厚労省から緊急雇用・労働対策通知 熊本地震を国の「激甚災害」に指定

政府は4月25日の閣議で、熊本地震を「激甚災害」に指定した。被災自治体が行う工事に対する国の補助率をかさ上げし、復旧を後押しする。

激甚災害指定は近年では2011年の東日本大震災、14年の広島市の土砂災害、15年の関東・東北豪雨が指定された。矢継ぎ早に頻発する自然災害受難一余震の中、復興が本格的に始まる。

22日に厚生労働省から緊急雇用・労働対策が通知された。1.被災地における雇用を維持・確保しようとする企業への支援(雇用調整助成金の要件緩和) 2.被災地の事業場等に対する労働保険料の申告・納付期限の延長 3.被災した就職活動中の学生等のニーズに応じた対応 4.被災者や復旧作業を行う人の安全・健康 5.賃金など労働条件面の不安や疑問への対応の5つが柱。これらの一部は、地震発生に伴いハローワーク等で被災者への対応などが始まっている。

具体的な対応は、1.雇用の維持を図ることを目的として支給される雇用調整助成金。通常、事業活動縮小の確認を前年同期と直近3か月間との比較で行うが、直近1か月に短縮する特例を実施する(4月14日以降分について遡及適用可)。2.被災地の事業場等に対する労働保険料の申告・納付期限の延長—熊本県内に所在地のある事業主等に対し、労働保険料等申告書の提出期限や納付期限を一定期間延長する(4月22日告示)。 (3~5は「キーワード」参照)

税務会計

税務調査は「事前通知」が原則だが 「例外」もあるので十分注意が必要

所得税の確定申告が終了し、また税務調査シーズンが真っ盛りとなるが、事前通知が行われるようになったことで、調査の受け手にとってはずいぶん負担が減少したようだ。

かつては任意で行われていた事前通知だが、国税通則法改正によって2013年1月以後の税務調査からは義務化された。これにより、ある日突然税務調査に入られて大慌てするといったことは少なくなっている。

しかし、事前通知はあくまで原則であり、「例外」もあるので十分な注意が必要となる。国税通則法74条の10では、事前通知することで、(1)違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ、又は(2)その他、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断された場合には、事前通知を行わずに無予告で調査することを認めている。

判断材料となるのは、税務申告内容や過去の調査結果など税務署が保有する情報だ。

法人税調査を長年手がけてきた元税務署長は、「例えば、過去の調査で申告漏れが指摘されたことのある会社などは無予告調査の対象になる可能性が大きい」と話す。

合理的な理由なく調査を拒否した場合には「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」という罰則もあるため、日頃から“不測の事態”への備えは万全にしておきたい。

今週のキーワード

熊本地震
緊急雇用
・労働対策

3.就活中の学生等への対応—熊本、大分両県の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置。各種相談や文科省と連携し、採用選考時の柔軟な対応を主要経済団体へ要請。4.安全・健康—がれき処理や復旧作業を行う人たちに対し、安全に作業を行うための保安用品(防じんマスク約55,000枚、切創防止用手袋約10,000組等)を無償提供(順次実施)。安全パトロール実施他。5.労働条件面の不安や疑問への対応—事業休止、倒産等による救済策を広報(4月22日~)。